

## 北海道障がい者の意思疎通の総合的な支援に関する条例等の概要

### I 北海道障がい者の意思疎通の総合的な支援に関する条例

項 目	内 容	備 考
1 条例の趣旨・必要性等	<p>障がいの有無にかかわらず全ての道民が共生する暮らしやすい社会の実現に資するよう、障がい者の意思疎通の支援に関し、基本理念を定め、道の責務及び道民等の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、障がい者の意思疎通の支援に関する施策を総合的に推進する。</p> <p>-----</p> <p><b>【必要性・背景】</b>            障がい者の意思疎通手段は、その障がいの特性に応じて多様であり、これらの手段を使用し、障がい者が意思疎通を円滑に行うためには、周囲の人々の適切な配慮、意思疎通のための機器、意思疎通支援者などが必要とされる。            しかしながら、多様な意思疎通手段に対する人々の理解が進んでいないこともあり、そのような環境はいまだ十分に整っておらず、障がい者の意思疎通に大きな支障が生じている。            このような状況を解消すべく障がい者の意思疎通の支援に関する施策を総合的に推進するためには、条例制定が必要である。</p>	
2 条例の内容	<p>(1) 総則</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目的（障がいの有無にかかわらず全ての道民が共生する暮らしやすい社会の実現）</li> <li>・基本理念（障がい者の意思疎通の支援は、障がい者が多様な意思疎通手段を使用し円滑に意思疎通を行えるよう、障がいの特性に応じ総合的に推進すること等）</li> <li>・道、道民、障がい者等の各主体の責務・役割の明確化</li> <li>・市町村との連携等</li> </ul> <p>(2) 障がい者の意思疎通の支援に関する基本的施策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施策の基本方針</li> <li>・北海道障がい者施策推進審議会の意見の聴取</li> <li>・意思疎通手段の道民等の理解の促進</li> <li>・障がいの特性に応じた多様な意思疎通手段の確保及びそれらを使いやすい環境の整備</li> <li>・障がいの特性に応じた多様な意思疎通手段を活用した情報保障の推進</li> <li>・意思疎通支援者の養成及び派遣の推進</li> <li>・財政上の措置</li> </ul>	<p>第1章 (第1条～第9条)</p> <p>第2章 (第10条～第16条)</p>
3 施行期日	平成30年4月1日	

## II 北海道言語としての手話の認識の普及等に関する条例

項 目	内 容	備 考
1 条例の趣旨・必要性等	<p>手話を使いやすい社会の実現に資するよう、広く道民に対し手話が言語であるとの認識を普及させ、聴覚障がい者等が手話を習得する機会を確保するための必要な事項を定めることにより、言語としての手話の認識の普及等に関する施策を推進する。</p> <hr/> <p>【必要性・背景】          平成23年の障害者基本法の改正や平成26年の障害者の権利に関する条約の批准により、手話が言語として明確に位置付けられたものの、手話が日本語とは異なる独自の体系を持つ言語であることについては、いまだ広く道民の理解を得られておらず、聴覚障がい者が乳幼児期からその家族等とともに手話を習得する機会も乏しいなど、手話を言語として使用しやすい環境は、十分に整備されていない状況にある。          このような状況を解消すべく言語としての手話の認識の普及等に関する施策を推進するためには、条例制定が必要である。</p>	
2 条例の内容	<p>(1) 目的          言語としての手話の認識の普及等に関する施策を推進し、手話を使いやすい社会の実現</p> <p>(2) 手話が言語であるとの認識の普及等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 手話が聴覚障がい者にとって自ら生活を営むために使用する独自の体系を持つ言語であるとの認識の普及</li> <li>・ 上記について、道民の理解及び尊重</li> </ul> <p>(3) 手話を習得する機会の確保等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 聴覚障がい者が乳幼児期からその家族等とともに手話を習得する機会の確保</li> <li>・ 聴覚障がい者が在籍する学校や勤務する事業所において、手話を習得する機会の確保を図るための支援</li> </ul>	<p>第1条</p> <p>第2条</p> <p>第3条</p> <p>第4条</p> <p>第5条・第6条</p>
3 施行期日	平成30年4月1日	